

第
4815
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 9月17日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税の転嫁を阻害する表示

Q：消費税の改正に伴う価格表示についてガイドラインが出されたそうですが、どのようなものなのですか？

A：次のようなものです。

【解説】

さきごろ、消費者庁から「消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン(案)」が出されました。次のような価格表示は禁止ということです。

(1) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

- ① 消費税は転嫁しません。
- ② 消費税はいただきません。
- ③ 消費税はサービス
- ④ 消費税還元セール

(2) 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

- ① 消費税率上昇分値引きします。
- ② 消費税8%分還元セール

(3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって(2)に掲げる表示に準ずるものとして一定のもの

- ① 消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。
- ② 消費税相当分の商品券を提供します。
- ③ 消費税増税分を後でキャッシュバックします。

